全国後期高齢者医療広域連合協議会　平成 24 年度臨時広域連合長会議　会議録

平成 24 年 11 月 15 日（木）15:30～16:18
ホテルルポール麹町３階「マーブル」

発言者	発言内容
	【開始　15 時 30 分】
司会	皆様、こんにちは。私は、本日の司会を務めます佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課長の古川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 ただいまから、全国後期高齢医療広域連合協議会平成 24 年度臨時広域連合長会議を開会いたします。 初めに、会長の横尾俊彦が御挨拶を申し上げます。
横尾会長	こんにちは。ありがとうございます。 市長さんにおかれましては、理事評議員会等、連続した会議の後で大変お疲れのところと思いますが、広域連合長会議を年に２回、春と秋に開催しておりますが、本日はその会に当たりまして御参加いただきましたことを、また関係の皆様も御参列いただいていることを重ねて感謝を申し上げながら、冒頭に当たり御挨拶させていただきたいと思います。 昨日、大きなニュースが舞い込みまして、総理が党首討論中に、やり取りの中で「16 日解散でもいい。ただし、政治改革に踏み込んだ約束をしてほしい。」というような変化がございまして、霞が関、永田町界隈は、このことを受けて様々な委員会が急に決議がされる部分は明日までに、その他のものは廃案となる法案もあるようでございますけれども、そういった状況の中、本日の会議となりました。 我々は、テーマを持ち、また被保険者の皆さんへしっかりとサービスしていくという使命もございますので、これまでに重ねてきた提案等もまとめながら、この後、本来ですと副大臣が御同席の予定でございましたが、国会が火急な状況でありますので、今日は保険局長が御同席で皆様からの意見を踏まえた要望書を手交するという段取りにしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 ちなみに、私勝手に推測したのですが、結果論なので分からないのですが、昨日は、以前、城山三郎先生が書かれた「男子の本懐」の主人公である浜口雄幸内閣総理大臣が暗殺された日です。浜口先生は、家族に次のような言葉を語っておられました。「すでに決死だから、途中、何事か起こって中道で倒れることがあっても、もとより男子として本懐である」と、ここで「男子の本懐」というタイトルがついているわけですが、野田総理はそのような決意を持たれてその日を選ばれたかどうかはともかくも、そういう政局においては与野党ともに決死の覚悟という局面に、今後入っていかれるということでありますので、そういった緊迫した情勢ですが、広域連合が預かる後期高齢の皆様についての会議を、これからお願いしたいと思います。 もともと、この協議会は、それぞれ広域連合が発足したうえで、広域連合全体をネットワーク化して、きっちり、政府、厚生労働省に現場の意見や提案、また後期高齢者医療として円滑にその目的を果たすことができるように、制度発足後間もなく設置し、改革あるいは提案等についての提起、あるいは逆に課題や問題についても、改善すべきこととして、国に意見、要望していこうという趣旨で発足したところでございます。 この本制度につきましては、「高齢者医療制度改革会議」、または直近ですと「社会保障と税の一体改革」等での議論を経て、本年８月２２日公布、施行されました「社会保障制度改革推進法」によりまして、「今後は、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議で議論され、結論を得ること」とされているところでございます。 この予定されております国民会議につきましては、まだ発足しておりませんが、この会議によりまして、今後の高齢者医療制度の在り方や方向性が示されるものと考えられますので、私共としましては、これまで以上にしっかり注視していく必要があると思いますし、また、その議論の過程におきまして、必要に

発言者	発言内容
	応じて現場の声も届けて行くということをしなければならないと考えているところであります。 このためにも、全国の広域連合の意見を集約し、ひとつにまとめ、必要に応じ国へ要望書を提出していくということが極めて重要になっていくと思っております。本協議会の活動は、非常に重要な役割を担っていると、改めて皆さんと共に認識を共有したいと思っています。 また、私自身、そういった関係から、本協議会からの代表という形で、国が開催されています「社会保障審議会医療保険部会」及び「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の委員として参画をさせていただいているところですが、これらの会議におきましては、現在、色々な協議がされております。今後「７０歳から７４歳までの一部負担金の問題」や「医療費の適正化」、医療保険に大きく関わる議論等もされるようになっておりますので、これまで同様、各広域連合の御意見を聞きながら、それを集約し、会議の場で積極的に提案等もしてまいりたいと思っているところでございます。 最後になりますが、本日の会議が実りあるものとなりますことを念じますとともに、御出席の皆様方、特に事務局で預かっていただいている方々につきましては、日々地道で着実で、ある意味では多忙をきわめる実務を担っていることを深く感謝申し上げたいと思っております。各広域連合長はじめ、首長、議員の皆さんとも連携をして、より良い仕事ができますことを念じ、また皆様の御健勝を念じて、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。 今日は、最後までよろしくお願いします。
司会	それでは、これから議事に入らせていただきますが、広域連合長会議の議長は、協議会規約第８条第２項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、横尾会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
横尾会長	それでは、規約の定めるところによりまして、本日の進行役の議長を務めます。御協力をよろしくお願い申し上げます。では、さっそくお手元の資料に従いながら議事の進行をさせていただきます。 なお、本日の議事につきましては、記録を取らせていただいておりますので、御発言される際には、最初に都道府県名をお話いただいてから、御発言いただきますように重ねてお願い申し上げます。 それでは、「後期高齢者医療制度に関する要望書（案）について」を議題といたします。先ず、事務局からの説明をお願いいたします。 事務局長お願いします。
江副事務局長	佐賀県の事務局長をしております江副と申します。よろしくお願いいたします。 要望書の案は資料の３ページからになりますけれども、これは各広域連合から提出されましたものを、先般、事務局長レベルの幹事会において審議を行いました。その後、各連合に対して再度調整の上、最終的に事務局で取りまとめを行ったものでございます。 今回は、これまでのまとめ方を若干見直しまして、各広域連合から出される多くの意見、要望を、その内容によって「大臣に対する要望」と「本省・担当課に対する要望、改善、協議事項」と区分いたしまして、本日は「大臣に対する要望（案）」を議事として提案させていただいております。 なお、その他の改善、協議事項につきましては、今後、本省あるいは広域連合と事務レベルでの意見交換を進めていく予定としております。したがいまして、これまで事務レベルの項目を含めまして、多くの要望事項を「大臣要望」とし

発言者	発言内容
	て記載しておりましたけれども、今回は比較的大きな項目での取りまとめを行っております。 　それでは、４ページ、５ページの要望（案）について、読み上げて説明に代えさせていただきます。 　上の方からですが、 後期高齢者医療制度に関する要望書 （案） 平成24年11月15日 全国後期高齢者医療広域連合協議会 　後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は次の事項について必要な措置を講じられたい。 １　制度について 　後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革推進法により「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」とされ、依然として先行きが不透明な状況が続いている。 　このことは、現行制度の運営主体である各広域連合にとって、今後の組織運営や財政計画等に大変苦慮するところであり、国として早急な対応を行うこと。 （１）社会保障制度改革推進法に定める「社会保障制度改革国民会議」を一日も早く開催し、後期高齢者医療制度の今後の在り方について議論を進め、将来にわたり国民が安心して生活できる高齢者医療制度を構築すること。 （２）議論を進めるに当たっては、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く意見を聴き、納得が得られるよう、国として万全の策を講ずること。 （３）現行制度の運営が都道府県単位であることを踏まえ、制度運営に最も適した運営主体の在り方を明確にし、関係機関との調整を精力的に行うこと。 ２　費用負担について 　後期高齢者医療制度下における医療費については、高齢化の進行や一人当たり医療費の増加等により、伸び続けている状況である。 　このことにより、保険料については、平成24・25年度改定で全国平均約6%の上昇となっており、次期改定時においても大幅な増額が予想されるところである。 　被保険者のみならず、現役世代、地方公共団体に対し過度の負担を強いることがないよう、国は費用負担の仕組みについて更なる検討を行い、持続可能な制度とすること。 （１）現行制度における保険料軽減措置については、継続し、財源についてもこれまでと同様、全額国費とすること。 （２）消費税率引上げに伴い、国民健康保険制度における保険料軽減措置を拡大するに当たっては、制度間の整合性を図るため、後期高齢者医療制度においても同様の措置を講ずるとともに、必要な財源は全額国費とすること。 （３）現役並み所得を有する高齢者の医療給付費については、現役世代からの支援金の負担軽減を図るため、公費負担を行うこと。 ３　財政支援について 　以下の項目について、国は必要な支援を行うこと。

発言者	発言内容
	（１）健康診査事業については、生活習慣病の早期発見、重症化の予防、ひいては医療費適正化に有効であるため、国庫補助の継続と必要な予算の確保に努めること。 （２）電算処理システムの改修等に係る経費については、必要額を国において負担すること。 ４　東日本大震災への対応について 東日本大震災は未曾有の大災害であり、被災者の暮らしは震災前の状況には至らず、依然として厳しい状態が続いている。 被災地域の復興と被災者の生活再建のため、国による特段の財政支援を行うこと。 （１）警戒区域等以外の被保険者等に対し、一部負担金の免除及び保険料の減免措置を実施する広域連合については、要した費用の全額を財政支援すること。 （２）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等に住所を有する被保険者については、一部負担金の免除及び保険料の減免に係る財政支援措置を延長すること。 あわせて、現在減免等の対象となっている被保険者については、避難区域等の再編がなされても一律に同じ扱いとすること。 （３）東日本大震災により増加した広域連合の事務的経費については、国において財政支援すること。 平成24年11月15日 厚生労働大臣　三　井　辨　雄　様 全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長　横　尾　俊　彦 以上でございます。
横尾会長	はい、ありがとうございました。ただいま、説明がございました。御質疑・御意見がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 【「異議なし」の声あり】 はい、御意見・御質問等ないようでございますので、「後期高齢者医療制度に関する要望書（案）について」は原案のとおり採択することに御異議はございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ありがとうございます。異議なしということですので、本案は原案のとおり採択いたすことといたします。 それでは、以上をもちまして、議事を終了することになります。 皆様方の御協力のお陰をもちまして、滞りなく終了することができましたことを厚くお礼申し上げます。 誠にありがとうございました。

発言者	発言内容
司会	横尾会長ありがとうございました。 ここで、本日お招きしております御来賓の入場です。 皆様、拍手をもってお迎えください。 【拍手多数】
司会	本日、御臨席賜りました御来賓を御紹介いたします。 厚生労働省保険局長 木倉敬之様でございます。
木倉保険局長	木倉でございます。よろしくお願いいたします。
司会	ここで、御来賓の厚生労働省保険局長 木倉敬之様から御挨拶を賜りたいと存じます。
木倉保険局長	皆様、今日はありがとうございます。 改めまして御挨拶申し上げます。この９月に異動で保険局長になっております木倉敬之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 本日は、本来であれば櫻井充厚生労働副大臣が出席をさせていただく前提で、昨日もこの会の御説明をしておったのですが、あの時間帯から急にバタバタし始めまして、このような話になりまして、今日はこれから厚生労働委員会、あるいは財政金融委員会ということで、最後の法案の処理で、特例公債法案であるとか年金法の処理をしたうえで明日を迎えるという段階になっておりまして、どうしても出席がかないませんので、櫻井副大臣が御挨拶申し上げたいと言っておりましたが、代わりまして挨拶を預かって参っておりますので代読させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 全国後期高齢者医療広域連合協議会広域連合長会議の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。 後期高齢者医療広域連合におかれましては、日ごろ後期高齢者医療制度の円滑な運営に大変御尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。 後期高齢者医療制度は、施行から５年目を迎えましたが、施行直後に見られたような大きな混乱はなく、状況は落ち着いてきております。これはひとえに、現場で活躍されている皆様の御努力の賜物であり深く敬意を表します。 政権交代以来の課題である高齢者医療制度の見直しについては、75歳以上という年齢に着目した診療報酬17項目の廃止など、運用面で改善できる部分については可能な限り対応してきました。本年２月に閣議決定された社会保障・税の一体改革大綱では、高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめ等を踏まえて、高齢者医療制度の見直しを行うこととされております。 その後、３党合意を経て、８月に成立した社会保障制度改革推進法では、今後の高齢者医療制度については、「状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議で議論され、結論を得る」とされております。今後は、これらに沿って社会保障制度国民会議で関係者それぞれの考え方を持ち寄りながら、あるべき姿について議論をしていくこととなります。政府としても、国民が安心して生活できる社会を維持できるよう、しっかりと議論いただけるようにしたいと考えております。 また、高齢者医療の在り方とは別に、本年度中に結論を出さなければならない課題もあります。 先ず、70歳から74歳までの方の患者負担について、健康法では２割負担となっているところを、予算措置で１割負担としていますが、世代間の公平を図る

発言者	発言内容
	観点から見直しを検討することとされており、平成25年度予算編成過程で議論していきます。 　また、平成22年度から24年度の後期高齢者支援金については、被用者保険分の３分の１について総報酬割とする負担方法を導入する、協会けんぽに対する国庫補助率を13パーセントから16.4パーセントに引き上げるといった特例措置が講じられておりますが、これは今年度で切れることとなります。この課題についても、平成25年度以降の取扱いをどうするか、予算編成過程で検討していきます。 　高齢者医療制度の在り方に関する議論が続き、現場を担っていただいている皆様には大変御心配をおかけしておりますが、新しい仕組みに向けて十分に準備期間をとって丁寧に対応していきます。 　また、これまで現場に蓄積されてきたノウハウは、どのような制度の在り方を取るにせよ、不可欠であり、今後の医療制度の安定運営を確保する上で、貴重な財産になるものと確信しております。 　厚生労働省としては、皆様方の御意見を十分伺いながら、しっかりと努力していきたいと考えておりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。 　平成24年11月15日 厚生労働副大臣　櫻井　充 　代読でございます。 　このような状況の中で、今、３党では、昨日の総理の言葉にもありましたように、国民会議の立ち上げもしっかりと準備をしようということで、既に実務者会合を今日ももたれているはずでございますけれども、３党の実務者の皆様で国民会議の人選も始まる段階にきております。遅れたことはやむを得ないのですが、この中できちんと高齢者医療、年金制度等々の在り方をそれぞれの課題を持ち寄り、認識を共有していこうということは、繰り返し総理も大臣もお答えをしているところでございます。また、自民党、公明党の皆様にも、その課題認識はしっかりしていこうということで認識いただいていると考えております。 　その中で、新政権後、この改革会議で示されております案を踏まえながらということではありますけれど、現実に動いているこの制度、そのメリット、デメリットということをきちんと踏まえながら、現実に合った対応が図られていく、我々もそこをしっかり現実をお伝えしなければいけないというふうに思っておりますので、皆様方の現場からの御指摘、御意見をしっかり踏まえて、対応を間違いなく図っていきたいと思っております。 　本日は、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。
司会	木倉敬之様、ありがとうございました。 　本日は、厚生労働省 保険局 高齢者医療課からも御出席いただいております。ここで御紹介させていただきます。 　厚生労働省 保険局 高齢者医療課の横幕章人課長でございます。 　それでは、ただ今から、先ほど採択されました要望書を手交させていただきます。 　本日、御臨席いただいております、木倉保険局長へ横尾会長がお渡しいたします。 　木倉保険局長、大変おそれいりますが、前へお進みいただきますようお願いいたします。
横尾会長	広域連合での現場の声、今後に対する期待を含めて要望書を手交させていた

発言者	発言内容
	だきます。どうぞよろしくお願いいたします。 【要望書手交】
司会	ありがとうございました。 お席の方へお戻りください。 続きまして、ここで、本日、厚生労働省からお見えでございますので、意見交換の時間を設けております。なお、報道関係の皆様、申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。 それでは、広域連合長の皆様から何か御意見等はございませんか。都道府県名をおっしゃってから、御発言をお願いいたします。 はい、福島県広域連合様。
古川副広域連合長（福島県川俣町長）	福島県広域連合の副広域連合長をしております古川と申します。福島県広域連合の方から発言をさせていただきます。 東日本大震災での震災被保険者並びに東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難している被保険者への支援に対しまして、御礼と今後の支援の継続についてのお願いをさせていただきます。 東北地方、特に宮城、岩手、福島を中心として甚大な被害をもたらしたと東日本大震災、そして、それに引き続き起きた原発事故から１年８か月が経過しました。この間、国におかれましては、一部負担金免除に対する特段の財政支援をいただきまして厚く御礼を申し上げます。 また、全国の各広域連合さんにおかれましては、全国各地に避難している本県被保険者に温かい御支援をいただくなど、大変お世話になっておりますことに、この場をお借りしまして心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。 さて、震災から１年８か月が過ぎ、被災した市町村では復旧、復興に懸命な努力をしておりますが、被災者の暮らしは依然厳しい状態が続いております。中でも、本県は原子力発電所事故に伴う国からの避難指示等により、住み慣れた土地を離れざるを得ず、県内・県外に現在でも約９万人の方々が避難生活を強いられており、健康への影響も心配される状況になっております。 また、避難区域の見直し、再編が行われておりますが、地域の除染の進捗状況や放射線に対する不安、ライフライン復旧など、避難住民が帰還できるまでには、まだまだ時間がかかる状況となっております。 つきましては、今回の要望書にも、要望事項として記載されておりますが、警戒区域等に住所を有する住民はもとより、避難区域が見直されたとしても、現在免除等を受けている被保険者につきましては、一律に25年度も免除等を継続していただくようお願いを申し上げる次第であります。 また、地震や津波で被害にあった警戒区域等以外の被保険者につきましても、厳しい避難生活を送っておりますので、一部負担金の免除等を実施する広域連合については、要した費用の全額を財政支援することをお願いいたします。 被災地を抱える広域連合の立場としては、被災・避難された被保険者や市町村に財政負担を求めることは、大変忍びないものがあります。 どうか、これらの現状を踏まえ、国においてしっかりとした財政措置を講じていただくよう、切にお願いを申し上げ、御礼と要望に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
司会	ただいまの御意見に関しまして、いかがでございますでしょうか。

発言者	発言内容
木倉保険局長	古川町長さん初め、福島県の皆様には、本当に心より、またお見舞いを改めて申し上げさせていただきたいと思います。まだまだ、大変な生活が続いていらっしゃることを、しっかり我々役人としても応援をしなければならないと思っております。 今の御指摘の点、これからの在り方も含めてですが、繰り返しこの要望も伺っております。今までを振り返りますと、警戒区域等が設定されまして、警戒区域等以外のこの被災を受けられた方々、被災者の方々につきましては、今年の９月末まで、一部負担金の減免等に要しておりました費用全額を国が財政支援をしてきたところであります。 それで、10月以降の扱いは御案内のとおりですが、各保険者の皆様の御判断で減免措置等を行うことは可能であるわけでありますけれども、それを行われた場合に、これまでも仕組みとしてありますその財政負担をされている、著しい影響がある場合には、その減免額の10分の８以内での財政支援をするという仕組みを活用しての応援をさせていただきたいというふうに、10月からの切替を行ってきているところでございます。 これは、これまでの被災の状況等も踏まえながら、また、被災後の所得状況が一応踏まえられながらの対応であったわけでございます。警戒区域等での被災者の皆様に対する免除措置、これが来年の２月あるいは３月、一部負担金が２月、保険料で３月までということでありまして、今のところはここまでの費用の支援ということが決まっておるわけでございます。 それから先につきましての扱い、これは他の制度もありますけれども、この予算の中で皆様、関係者の御意見を聞きながら、最終的に政府としての方針をきめていきたいという段階でございます。また、しっかりと御意見を賜りながら議論を続けさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
司会	よろしゅうございますでしょうか。
古川副広域連合長 (福島県川俣町長)	はい、ありがとうございます。 今、政局が大きく動いているわけでありますけれども、この後期高齢者医療は国民たっての願いの中で発足した制度でありますから、それを支える財源の確保については、動じることなく、しっかりと確保していただいて、国民の安全･安心な健康を守る生活を支えていただきたい、そのように思っております。 特に、先ほどお願い申し上げました、この被災している被保険者関係について、特段の御配慮をいただくよう改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。
司会	他に、ございますでしょうか。 はい、宮崎県広域連合様。
戸敷広域連合長 (宮崎県宮崎市長)	宮崎県の戸敷でございます。大変お世話になります。若干、御意見を伺いたいと思っております。 現在、社会保障審議会医療保険部会におきまして、柔道整復療養及びあん摩・マッサージ、指圧、はり、きゅう療養費、これらについてそれぞれ検討専門委員会が設置をされまして、今般の療養費改定及び中長期的な視点に立った療養費の在り方の見直しが議論されているところでございますが、これらの療養費につきましては、医療費を上回る伸びを示す一方ということでございまして、不適切と思われる施術、あるいは不正請求事案等が明らかになるケースも多々見られているところでございます。 これに対しまして、療養費の支給決定及び保険者として療養費の適正化を進

発言者	発言内容
	めるに当たりまして、法的な指導、あるいは監査権限を有しないために対応に苦慮している状況でございます。 このため、医療保険部会の各部会において、療養費に係る保険者への一定の指導、監査権限の付与について、議論をしていただきまして見直しの方向を示していただくとともに、速やかに法整備をお願いしたいと考えておりますので、御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。
司会	はい、ただいまの御意見に対しまして、いかがでございますでしょうか。
木倉保険局長	今の宮崎県さんの方からの御指摘、ちょうどこの前、社会保障審議会医療保険部会の中にこの分科会の場を作ってもらいまして、議論をスタートさせたところでございます。 この柔整、あるいはあん摩、はり、きゅう、マッサージ、この療養費はいろいろな経緯があってではございますが、保険者の方々に個別に認めていただきながら、適正にやられることを前提の仕組みとして動いてきたはずのものでございますけども、やはり不適切な事例、不正も見られるという中で、伸びも大きいという中で、きちんとした、透明性を持ったものとして運用していくべきだということで、検討が医療保険部会でも公表されて立ち上がったものでございます。 先ずは、この４月に診療報酬全体の改定がありましたので、これまでのルールどおり、その改定に対応した形で、またこの部分でも見直しをすべき部分はしようということの議論、それは先ず当面お願いをして始まったわけでございます。さらに、この療養費の在り方、適正なその運営というものは、どこをきちんとやればできるのかということについての議論を引き続き、年をまたいでしまうと思いますけれども、その中で議論いただいて、保険者代表の方にも入っていただいていますが、その中できちんとした議論を尽くしていただいて、ルールを明確にしていこうということでございます。 その中で、今のような厳しい保険者の方の目を光らせる仕組みを、どうやったら担保できるかということも含めまして、よく御議論をいただいてルールを明確にしていきたいというふうに思っております。また、いろいろと御指摘をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
戸敷広域連合長 （宮崎県宮崎市長）	よろしくお願いいたします。
司会	よろしゅうございますでしょうか。 他に、ございますでしょうか。 はい、長野県広域連合様。
小田切事務局長 （長野県広域連合）	長野県広域連合の事務局長の小田切と申します。本日、連合長の母袋 上田市長が出席の予定をしておりましたけれども、公務のため出席できないため、代わりに事務局長が状況を話してきてくださいという指示がございましたので、失礼ですけれども私の方から発言させていただきたいと思います。 現状と要望ということになりますけれども、実は、私ども長野県後期高齢者医療広域連合では、過日、各広域連合の事務局へはお知らせ申し上げましたけれども、人工透析等の特定疾病療養を受けている被保険者の皆様に対する高額療養費の算定誤りが発見されまして、返還を求める事案が発生いたしました。原因は、特定疾病療養の高額療養費の計算におきまして、いわゆる標準システムが対応していなかったというために、独自に算出を行っておりましたけれども、

発言者	発言内容
	制度を十分に理解していなかったということで、算出作業の中で誤りがあって発生したというものであります。 その中で、根本の原因としましては、広域連合の職員は全て市町村からの派遣により構成されておりまして、短期間で入れ代わりがあり、専門的な知識を持つ職員の養成が難しい現実がございます。 その中で、十分反省した上で思うことは、制度発足以来、制度の廃止が選挙の争点にまでなり、安定した事務局体制が取れないことが一因と考えているということでございます。具体的には、被保険者の皆様のためにも、安定した事務局体制を構築していくことが重要でありまして、専門職員としてのプロパー職員を採用できるような恒久的な制度が必要であると、強く感じているところでございます。 将来的には、国民健康保険の都道府県単位化が打ち出される中で、こういったことも含めまして後期高齢者医療制度の将来的な道筋がはっきりしないと、現在のような事務局体制で事務執行をしていかざるを得ない状況でございまして、また過ちが起こる可能性は否定できないということでございます。 したがいまして、将来を見据えた安定した制度となることを強く要望申し上げたいということでございます。以上でございます。
司会	ただいまの御意見に関しまして、いかがでございますでしょうか。
木倉保険局長	この点も、私も施行のときに、審議官の席におりましたので、準備の段階から広域連合事務局の職員体制の在り方についても、様々聞かせていただいておりました。その直後に、政権交代という中で、すぐに廃止ということを前提の議論が始まってしまったということで、大変御迷惑をかけてしまっていると思っております。 10年越しで、この高齢者の医療をどう支えていくかという議論をしてきたわけです。それで、やっぱり様々な意見の違いはあったわけですけれども、その中で、何とか安定した医療を続けていこうと、維持していこうということでの知恵でスタートを切ったものでありますから、その後で、新政権下で行われました有識者会議においても、その廃止を前提でありましても、やはり前期、後期の支え方というのは、そんなに大きな違いがある議論ではなかったというふうに認識もしております。 ですから、複雑な制度になっておる、難しい専門性がいる制度だというふうに思います。今のような事務誤りということも、生じかねないようなところもありますので、何とか一日も早く、我々も安定をさせ、かつ、今御指摘がありましたように、国保の都道府県単位化ということも一歩一歩進めていっておるわけでございますから、都道府県の方の知事会の皆様にも、より御理解を得る努力をいたしまして、その都道府県も入った形で、かつ、市町村と広域連合の間がもっと緊密になられて、かつ、核になる職員が育ってくるような仕組みに、本当にやっていかなければならない、これは我々の責任でもあるというふうに思っておりますので、今度の国民会議の議論にもしっかり対応して、そういう実務の面からも訴えかけをしていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。
小田切事務局長 (長野県広域連合)	よろしくお願いいたします。ありがとうございました。
司会	よろしゅうございますでしょうか。 他に、ございますでしょうか。 はい、佐賀県広域連合様。

全国後期高齢者医療広域連合協議会　平成24年度臨時広域連合長会議　会議録

平成24年11月15日（木）15:30～16:18
ホテルルポール麹町３階「マーブル」

発言者	発言内容
横尾会長 (佐賀県多久市長)	佐賀県でございますが、全体のことも関係しますので、よろしくお願いしたいと思います。 この後期高齢者医療制度については、平成20年４月にスタートしましたが、発足時はいろんな混乱等もございまして、いろいろ苦労も各現場がいたしました。今、お話もありましたように、その直後に政権交代等がございまして、方向としてはいきなり制度廃止の方向へと議論があったわけですけれども、現状としてはまだまだ先行き不透明感が残ったままでありますので、すっきりしていただいた方が良いと、この１年ほど特に強く感じているところです。おそらく、多くの方々もそんな思いではないかと思います。 その上でのお尋ねになるのですが、一つは先の８月の内閣決定、その他動き、また法案の通過等も含めてであることですけれども、社会保障制度に関する改革の国民会議がございますが、近々スタートだろうと予測はしていますけど、このことについて、現時点でどのような状況なのか、どのような内部的な議論も含めて進んでいるのか、是非御教授をいただきたいというのが１点目でございます。 また、二つ目にお伺いしたいのは、一体改革に関する改革大綱におきましては、「関係者の理解を得た上で、24年度通常国会に廃止に向けた見直し法案を提出する」、現実にはできていないのですけれども、この「関係者の理解を得た上で」というふうにございまして、どのような関係者に、どのような理解を得るために、いろいろな経過があったのか、是非お教えいただくとありがたいと思います。以上です。
木倉保険局長	今、会長の御指摘いただきました点、先ずもって国民会議の発足、６月の段階で３党での合意があり、それを踏まえて改革推進法を出すと、３党で出すということで８月に法律が通っておるわけであります。それで、その後の国民会議の人選の考え方、これは内閣府の方の社会保障の一体改革推進室と、私どもの方もその推進室を兼務した人間がおりまして、これで３党の考えを繰り返しお伺いしながら、その人選の在り方等についても、ギリギリこの国会に臨むまでも、１日も早く法律ができるためにということで伺ってきておったところでございます。 国会が始まりましても、３党の皆様が同じ場に就いて、然るべきメンバーを出そうということで議論をいただいたわけでございますが、ついこの間までは、そこの人選の作業に入るところまでの御用意ができていなかったと、それが、今回は特例公債法の処理の中で、国民会議についても厳選に進もうということの合意はできました。本当にギリギリですができまして、それでその協議をする３党の実務者の方々、例えば与党であれば細川律夫元厚生労働大臣ですが、それも選ばれまして３党の皆様が実務者によって、おそらく今日もその協議の場を持たれて人選の考え方に入っていくと、この改革推進法での国民会議での設置の期限というのは来年８月ということでいわれておる法律でございますから、それまでに年金にしても、この高齢者医療にしても、一致した姿を描いていただいて、改めて改正の法案を出していくという作業が必要なわけでございますから、その作業に一日も早く入っていただくということで、内閣府の人間と私ども関係省庁の人間というのは、ギリギリの作業は水面下でさせていただいたつもりでございますが、まだそれをきちんと決める間に至っていない、申し訳ないですがその段階にあるということでございます。 ただ、岡田副総理の方から、集まれば直ちに論点がきちんと出せるように、３党の課題がきちんとそこですり合わせができるように準備をしておけということで、それはきちんと準備をしておるつもりではございますが、その段階まできておるということでございます。 それから、２月に閣議決定いたしました大綱の中で、関係者の合意を得て、

発言者	発言内容
	新しい姿の法案を出すと、この前の通常国会に出すということであったわけでありますけれども、これは国会の中でも繰り返し言わしていただきましたが、率直に言えば知事会さんと我々実務のメンバーも、それから政府のメンバーも繰り返し御議論をさせていただきました。しかしながら、将来の在り方について、今の国保のあり方、今の高齢者の医療をどう支えていくかの在り方の部分につきまして、まだ十分に理解を得るまでに至っておりません。我々の努力不足もありますが、都道府県の役割についても理解を得るに至っておりません。その点につきまして、やはりそこが調整できなければ、法案は出せないということで、前の通常国会の期間は過ぎてしまった、しかし、その途中で、６月の段階で３党歩み寄っての合意はできて、その中で先ずは３党でその在り方、知事会さんを初めとする御意見もあるだろうけど、３党での意見を合意に向けて努力をしようということを書き込んでもらい、それを前提の国民会議での議論だということも言っていただいておりますので、そういう政務の政治のレベルでは枠組みまでは来れたのかなというふうに思っております。ただ、実務的には、もちろんこれからも知事会さんを初めとする関係の皆様と議論は尽くしていきたいと思っております。
横尾会長 (佐賀県多久市長)	重ねてになりますけれども、知事会におかれましては、山田会長さん、京都府知事さんが今会長をしていただいているのですが、前に、会長になられる前には、この分野、非常に活発に発言もなさっていて、私もお会いしたこともありましたけれども、比較的理解をいただいて知事会はもっと乗り出すべきだというスタンスでおられましたので、是非厚労省におかれましても緊密に頑張っていただきたいと思っています。 あと、前段の方でございますが、当初６月、８月の動きの中、８月に閣議で決めて、約１年後には方針を決めると、国民会議なるものの名称が出た頃には、報道等によりますと政治家を中心にメンバーを決めて議論をすると話があったのですが、ここにきて、そういった雰囲気ではなくなっている部分もありますし、もう解散ということにもなりましたし、併せてむしろその教授といいますか、アカデミズム、この分野に詳しい方々の知見を得て協議をした方が良いのではないかというメンバーになりそうだという噂も聞いたりするのですが、どこのどなたがどうだというわけではありませんけれども、その辺の濃淡はどのように見通されているのですか。ここでは、話せませんかね。
木倉保険局長	率直に、人選そのものの作業には、私ども保険局は直接入っておりませんで、省を代表する立場としては、内閣府と私どもでも政策統括官室の方が窓口役をやらせていただいておりまして、間接的には。やはり両論あります。「政治の方が入ってもおかしくないのではないか」ということが法律段階ではございましたけれども、そうなると本当に姿を描ききれるのか、先ずはやっぱり有識者、この制度を知りぬいた方々できちんとした歴史を踏まえて、あるいは政治的な利害と距離を置いた形で姿を描くべきではないかということも、３党の社会保障に詳しい先生方からもそういう意見の方もいらっしゃるというふうに伺っておりますので、率直に言うと、今の段階でどちらの基準でいくのかというのは、まだ合意が出来ていない段階かなとは思います。その辺も含めて、これから３党の実務者の方々がお集まりになって、これが選挙の前であっても、岡田副総理が御担当ですが、どんどん時間は過ぎておりますから、早くやろうということで議論いただいているとは思っております。
横尾会長 (佐賀県多久市長)	議論を今後行われると思いますが、我々としてはその中に一人でも二人でも、現実・現場を分かった方、こういう現状を分かった方を是非入れていただきたいし、先ほどのお話によりますと、この制度の立ち上げの時に審議官として

発言者	発言内容
	御尽力いただいたということですから、是非、今後ともよろしくお願いしたいというふうに思います。
司会	よろしゅうございますでしょうか。 他に、ございますでしょうか。 それでは、御意見が出尽くしたようでございますので、ここで、「厚生労働省との意見交換」を終了させていただきます。 以上をもちまして、「全国後期高齢者医療広域連合協議会　平成２４年度臨時広域連合長会議」を閉会いたします。 本日は、長時間にわたり、お疲れ様でございました。 【終了　16時18分】